令和3年2月定例会 環境農林委員会(急施議案)の概要

日時 令和 3 年 2 月 2 6 日 (金) 開会 午後 2 時 4 0 分

閉会 午後 3時12分

場所 第6委員会室

出席委員 内沼博史委員長

権守幸男副委員長

千葉達也委員、岡地優委員、小川真一郎委員、諸井真英委員、小島信昭委員、

金野桃子委員、石川忠義委員、山本正乃委員、秋山文和委員

欠席委員 なし

説明者 [農林部関係]

強瀬道男農林部長、野口典孝農林部副部長、小畑幹農林部副部長、

西村恵太農業政策課長、横塚正一農業ビジネス支援課長、

片桐徹也農産物安全課長、野澤裕子畜産安全課長、野口雄一郎農業支援課長、

田邉虎男生産振興課長、佐野且哉森づくり課長、稲場康仁農村整備課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件	名	結 果
第52号	令和2年度埼玉県一般会計補正予算 ち農林部関係	(第14号) のう	原案可決

2 請願

なし

【付託議案に対する質疑】

千葉委員

- 1 かんがい排水事業について、県内には基幹的農業水利施設が447か所、小規模施設 も合わせると2,000か所以上の農業水利施設があって、そのほとんどが造成後40 年以上経過している。その中から今回この地区を選定した理由は何か。
- 2 ほ場整備事業については幾つかの手法があるが、今回の事業は、農家の費用負担を求めない「埼玉型ほ場整備」として行うのか。
- 3 防災減災緊急対策事業について、実施箇所19地区における事業内容を合計すると、 耐震計画策定が77か所、劣化状況調査が72か所となっているが、県内には244か 所の防災重点農業用ため池がある。防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関 する特別措置法に基づいて10年間で集中的かつ計画的な防災工事等の推進が求められ ているが、今回の箇所付け理由と今後の取組はどうか。
- 4 今回の業務発注に当たり、地元業者の受注機会を拡大する観点から、県が分割による 発注方法を市町村に指導すべきと考えるがいかがか。

農村整備課長

- 1 今回、国の第3次補正予算の対象であるは国庫補助事業の農業競争力強化基盤整備事業で実施している2地区のうち、昭和53年に整備された既設用水路の補修として漏水が発生している荒川中部左幹線地区を選定した。
- 2 「埼玉型ほ場整備」は農地耕作条件改善事業で実施しているが、今回の国の補正予算の対象になったのは農業競争力強化農地整備事業であることから、「埼玉型ほ場整備」ではなく、一般型のほ場整備事業の3地区を選定した。
- 3 昨年10月1日に施行された防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法において、令和12年度までの10年間で集中的かつ計画的に対策工事を実施していくことになっている。県内の農業用ため池469か所のうち、下流に家屋や公共施設等があり、決壊すると県民の生命や財産に被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池を244か所指定している。そのため池について耐震性や豪雨に対する耐性、劣化の状況を評価した上で、対策が必要なため池については、順次整備計画を策定し、ハード事業に取り組むこととなる。今回の箇所付けでは、管理者の市町等と調整を行い、早期に対策が必要な防災重点農業用ため池について20市町のうち15市町のため池を計上している。今後の取組については、これまで実施している耐震・豪雨調査に、特別措置法の関係で劣化状況調査が追加されたため、今回の補正予算ではその調査の費用を計上している。ハード対策が必要なため池については、順次整備計画を策定し、ハード事業に取り組むことを予定している。すぐにハード対策に取り組めないため池については、ハザードマップや緊急連絡体制の整備、地域への周知といったソフト対策を組み合わせながら、計画的に推進していく。
- 4 県で実施する公共事業については、地元業者の受注機会の増大や育成を図るため、可能な限り分離・分割発注をしている。県の公共事業等施行対策協議会では毎年こうした方針を定めているが、この方針を各市町村に通知をしている。

石川委員

1 かんがい排水事業について、今回の補修工事を実施する荒川中部左幹線地区の工事区間は、令和3年度に予定していた工事区間に含まれているのか。

2 当該補修工事は田植の時期までに完了するのか。

農村整備課長

- 1 お見込みのとおりである。
- 2 当該用水管は道路下に埋設されたコンクリートヒューム管である。接合部の劣化により漏水が生じているが、直ちに工事をしなければ営農できないという状況ではない。しかしながら、放置すると被害が大きくなる可能性があるので、できるだけ早く工事を発注したいと考えている。

岡地委員

治山事業について、令和元年東日本台風の豪雨による被災山地のうち、治山施設の復旧 整備を必要とする箇所の状況はどうか。

森づくり課長

復旧整備を必要とする箇所は全部で19か所あり、今年度末までに15か所着手した。 残り4か所については来年度に着手する計画である。

岡地委員

地球温暖化等に伴い、近年では豪雨災害が発生している。答弁のあった19か所以外に も復旧整備が必要な箇所は県全体でどのくらいあるのか。

森づくり課長

現在、森林が崩落している箇所は前述のとおり19か所であるが、地形・地質等から注意すべきと考える「山地災害危険地区」がおよそ1,870地区あるので、その地区を中心に予防対策を進めている。

小島委員

今回の補正予算に係る事業については、22地区あって、そのうち今定例会が終わるまでに着手できるのが4地区ということで間違いないか。

農業政策課長

今回、お諮りしているのは6事業28地区である。そのうち、発注の見通しについては、 治山事業で2地区、ほ場整備事業で1地区、農地防災事業で1地区の合計4地区が今年度 中に発注までできると考えている。

小島委員

急施議案として審査しても4地区だけしか今年度中に発注できない。ほかの24地区については、今回審査したにもかかわらず何もやらないで、来年度になってから進めるのか。

農業政策課長

決して何もやらないわけではなく、急施案件として認めていただくことで、速やかに国 への補助金交付申請等の手続を進めることができ、それが事業効果の早期発現につながる と考える。

小島委員

議案説明のときに、「今年度中に着手できるのは4地区であるが、残りの24地区に関しては、庁内検討や調査を実施して事業に取り組む」などといった説明があるべきではないか。

農業政策課長

委員御指摘のとおり、議案の内容についてあらかじめ理解していただくことが望ましい と考える。

農林部長

今年度中に発注までできる事業、事業主体が市町村等の場合は市町村への補助金交付の 見通しの状況など、全体像も含めて事前に細かく説明した上で、議案審議に臨んでいただ くべきであったと思う。今後はしっかり説明させていただきたい。

小島委員

- 1 我々も議案の趣旨を十分理解して、委員会に臨みたかった。全て急施を要する事業として本議案が提出されたが、調べてみるとこのような状況であると信頼関係が損なわれる。議案審査の前に、予備知識として委員にはお知らせいただきたい。(要望)
- 2 先ほど答弁のあった分離・分割発注の市町村への働き掛けについては、市町村に対し その趣旨を知らせるだけではなく、しっかりと指導して県内中小企業の育成に努めてい ただきたいが、どう考えているのか。

農村整備課長

委員の指摘を踏まえ、県の公共工事発注に関する考え方を説明していく。